

高田ボーイズ 規約・細則

一 規約 一

第1章 総則

第1条 本少年硬式野球クラブの名称は『高田ボーイズ』(以下「本チーム」という。)と称する。

第2条 本チームは、公益財団法人日本少年野球連盟に所属する。

第3条 本チームの事務局は、『奈良県大和高田市曾大根264-1』に置く。

第2章 目的および事業

第4条 硬式野球を通じて、心身の鍛錬と規律を重んずる明朗・活発な社会人としての基礎を養成し、次代を担う少年の健全育成を図ることを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)チームの運営およびその維持改善に関すること。

(2)チームの練習および対外試合の参加に関すること。

(3)その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

第3章 組織

第6条 本チームに次の役員を置く。

会長・代表・副代表及び、監督はじめその他チームに必要な役員。

第7条 本チームは、会長・代表が認めた必要な監督・コーチ(これら以下「指導者」という。)、中学生・練習生(以下「選手」という。)及び、選手の父母(以下「保護者」という。)で構成する。

第4章 練習

第8条 練習は、原則として土曜・日曜・祝祭日とし、自主練習は平日の水曜日・金曜日(19:30~ 21:00)とする。

第5章 事故防止

第9条 練習・試合・遠征中において事故が生じた場合は、チームは応急措置を講ずる他は一切の責任を負わない。

第10条 選手は、4月よりスポーツ団体賠償責任保険に加入する。

第11条 指導者・審判員は、4月よりスポーツ安全保険に加入する。

第12条 事故の補償については、スポーツ団体賠償責任に保険及び、スポーツ安全保険によるものとする。また、車両事故については、自動車に関する保険によるものとする。

第13条 指導者・選手が一体となり、十分に注意を払い、事故防止の徹底を期する。

第6章 健康管理

第14条 選手は、身体に変調をきたした時は、速やかに指導者に報告をする。また、指導者は選手及び保護者を治療にあたらせる。

第15条 指導者は、常にチームトレーナーと連携を密にし、故障者に対しては、トレーナーの指導のもと、練習メニューを作成する。

第7章 入退団

第16条 本チームに入団を希望する者は、中学生・小学生(練習生)でチームの趣旨を理解し所定の入団申込書を提出し、チーム役員会の承認を得なければならない。

第17条 選手として入団を認められた者は、入団金10,000円と入団申込書を選手登録前に提出するものとする。

第18条 選手未登録の者や入団費の未納の者は、正式に入団は認めない。

第19条 中途退団をした者は、特に理由のない限り再入団を認めない。

第20条 次の事項に該当した時は、チーム役員会の決議により退団させられることがある。

(1)当チームの対面を傷つけ、または趣旨に反する行動があったとき。

(2)正当な理由がなく、無断で複数回練習に参加しなかったとき。

(3)中学校での成績が著しく低下したとき。

(4)複数回以上月会費を滞納したとき。

第21条 本チームから退団を希望する者は、理由書を添付のうえ退団届を提出し、チーム役員会の承認を得なければならない。

第22条 中途退団の場合は、入団金・月会費の返金はしない。

第8章 会計

第23条 本チームの会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第24条 本チームに対する納入金は、入団金・月会費・助成金及び、臨時的必要費用とする。

第25条 入団金は10,000円とし、選手登録前に納入するものとする。

第26条 月会費は、月額15,000円とし、毎月第1日曜日までに納入するものとする。

第27条 臨時的必要費用は、その都度の精算により納入しなければならない。

第28条 中学3年生の月会費は、8月まで納入することとする。

第9章 運営

第29条 本チームの運営費は、入団金・月会費・助成金・寄附金等をもって充てる。

第30条 本チーム運営については、細則にて定める。

第31条 本チームの入団金・月会費の変更は、チーム役員会の決議により変更することができる。

第32条 規約・細則の改訂は、チーム役員会の決議により変更することができる。

附 則

本規約は、令和6年4月1日から施工する。

－ 細 則 －

第1章 指導者

第1条 会長・代表は、副代表・その他チームに必要な指導者等の人選を行い、チーム役員会の承認を得る。

第2条 代表・副代表(会長含む)・指導者・マネージャーなど、チームに必要な役員等は、公益財団法人日本少年野球連盟に指導者登録する。

第3条 選手の指導や起用は指導部のみとし、監督はコーチを指揮し、選手に野球の基礎と高等技術の習得を指導し、野球を通じて心身の鍛練とスポーツマンシップの理解に努め規律を重んずる明朗・活発な社会人としての基礎を養成し、次代を担う少年の健全育成を図るよう指導する。

第4条 コーチは、絶えず監督の指示を仰ぎ、指導や練習計画を組む等、監督をサポートする。

第5条 本チーム役員会は、次の人員をもって構成する。

会 長 1名

代 表 1名

副代表 若干名

監督 1名 その他チームに必要な役員 若干名

第2章 選手

第6条 選手は、公益財団法人日本少年野球連盟に登録する。

第7条 選手は、指導者の指示命令には、従わなければならない。

第8条 選手の信条は、団結・規律・忍耐を旨とし次の事項に徹する。

(1)練習・試合には、最善を尽くして、正々堂々とプレイする。

(2)上級生は下級生に対して親切であり、下級生は上級生を尊敬し上下関係なくすべて仲良くする。

(3)一生懸命勉強するとともに、健康にも留意する。

第9条 選手は、チームの行事に欠席する場合は急を要するほかは、事前に必ず監督に届け出ること。

第10条 高校進学については、高校側から勧誘を受けた場合は、会長・代表・副代表・監督に必ず相談する。

第3章 保護者会

第11条 保護者会は、在籍選手の保護者をもって構成し、保護者会には次の役員を選出する。

- ・会長 1名
- ・副会長(各学年) 2名(* 1名書記兼務)
- ・審判員(各学年) 4～6名

第12条 保護者会長及び、副会長は、チーム役員会により選出し、保護者会役員は、チーム役員と保護者会長が協議選出する。任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第13条 3年生保護者会役員の任期は、8月末とする。

第4章 OB会

第14条 OB会は、当チームの卒団員をもって構成し、OB会には、次の役員を選出する。

・OB会長 1名

第15条 OB会長は、チーム役員会により選出し、その他のOB会役員の選出は、OB会長に一任し 総会において承認を得る。

第5章 総会

第16条 原則、本チームは、毎年1回定期総会を開くこととし、代表が召集し副代表が議長となる。ただし、必要があるときは役員会承認のもと、臨時総会を開くことがある。

第17条 総会は、役員及び保護者代表者の出席者をもって構成する。

附則

本細則は、令和6年4月1日から施工する。

2025.01.26 改定